小美玉市立竹原小学校いじめ防止基本方針

平成２６年１月１０日策定
令和４年４月１日一部改訂

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第２条）

つまり，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童の立場に立って行うものである。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと，本校では全ての職員が「いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち，全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として，以下の５つのポイントをあげる。

①いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
②児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
③いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。
④いじめの早期解決のために，当該児童の安全を保証するとともに，学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして，解決にあたる。
⑤学校と家庭が協力をして，事後指導にあたる。

２　いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間には命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，人権集会等を効果的に行うなど教育活動全体を通して指導できるようにする。そして，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として，いじめに加担していることに気付かせ，いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。さらに，いじめ未然防止等の職員研修を行い，予防的生徒指導に全職員で努める。

（１）いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
①いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
②人権に関する活動（人権集会）を行う。
③関わりを豊かにし，思いやりや感謝のこころをもって，周囲に応えようとする心情を高めるために，強調週間を毎月設定する。
④道徳ノートを活用して心と心の連携を図る。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
①一人一人が活動できる学習活動
「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち，以下の教育活動を推進する。
・キッズタイムでの異学年交流の充実
・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習のプリントの工夫
②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
学級活動等を活用して，ソーシャルスキルトレーニング等を行い，自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ，そんな中に認められる自分が存在することを感じることで，自尊感情を育み，明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
③人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる活動の充実と，相互交流を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また，学校行事や児童会活動，総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

３　いじめ問題に取り組むための校内組織

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>児童へ直接関わる取り組み内容</th><th>保護者との連携や依頼内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">いじめの早期発見</td><td>○学期に１回「学校生活アンケート」を行い児童の悩みや人間関係を把握
○ QU テストの結果をもとに学校生活における子ども一人一人のつまずき等を事前に把握し，支援を行う。
○集団から離れて一人でいる児童への声かけ</td><td>○日常的・積極的な子どもとの会話
○服装の汚れや乱れ，怪我のチェック
○問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td rowspan="6">いじめの早期対応</td><td rowspan="2">暴力を伴ういじめ</td><td>いじめられた側</td><td>○本人及び周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の把握
○被害が継続しない体制づくり（教師による休憩時間・登下校時の見回り）
○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</td><td>○事実や心情の把握（子どもを守る強い姿勢を見せること・子どもの話を聞くこと）
○問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td>いじめた側</td><td>○事実の確認
○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止
○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
○関係機関（警察，児童相談所）との連携</td><td>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">暴力を伴わないいじめ</td><td>いじめられた側</td><td>○本人及び周囲からの聞き取りによる，精神的な被害の把握
○被害が継続しない体制づくり（教師による休憩時間・登下校時の見回り）
○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</td><td>○事実や心情の把握（子どもを守る強い姿勢を見せること・子どもの話を聞くこと）
○問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td>いじめた側</td><td>○事実の確認
○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止
○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
○関係機関（教育相談，カウンセラー等）との連携</td><td>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為がわかりにくいいじめ</td><td>いじめられた側</td><td>○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束
○本人及び周囲からの聞き取りによる，つらさの的確な把握
○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</td><td>○事実や心情の把握（子どもを守る強い姿勢を見せること・子どもの話を聞くこと）
○問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td>いじめた側</td><td>○事実の確認
○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止
○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
○関係機関（ＳＳＷ，ＳＣ，児童相談所等）との連携</td><td>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接関係がない児童</td><td>○傍観することがいじめに加担することと同じであること，いじめられた児童の苦しさの理解
○言いなりにならず，自分の意志で行動することの大切さの指導</td><td>○いじめに気付いた場合，傍観者とならず学校や保護者に話せるよう指導
○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</td></tr>
</table>

４　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（１）学校内の組織

「いじめ防止・生徒指導対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学級担任，養護教諭，学校運営協議会委員，ＰＴＡ役員によるいじめ防止のための校内組織として設置する。ただし，小規模校である本校の実態から基本的には全職員で対応する。

（２）家庭や地域，関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，担任は生徒指導主事に連絡をする。その後，緊急生徒指導対策委員会を開催し迅速な対応を行う。緊急生徒指導対策委員会参加メンバーは以下の中から校長が委嘱する。

校長，教頭，生徒指導主事，担任，養護教諭，教育相談担当職員，ＰＴＡ会長，主任児童相談委員，警察署員，児童相談所職員等

５　重大事態への対処

児童がいじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合，又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合，次の対処を行う。

（１）発生報告

重大事態が発生した旨を，市教育委員会に報告する。

（２）実態把握

当該事案に対応する調査を実施し，事実関係を速やかに把握する。

（３）被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに，情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

（４）加害者対応

いじめの加害児童に対しては，毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに，しっかりと寄り添い，いじめを繰り返さないよう指導，支援する。

（５）調査結果報告

調査結果については，市教育委員会に報告するとともに，いじめを受けた児童と保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時，適切な方法で提供する。

（６）市長への報告

上記調査結果については，市教育委員会を通じて，市長に報告する。

（７）解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては，継続的な心のケア等，落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や，適切な学習に関しての支援等を行う。

加害児童に対しては，適切な指導を行うとともに継続的に見守り，再発の防止に努める。

（８）同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって，同種の事態の発生を防止する。

６　学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，以下の（１）～（５）の５項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え，適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

（１）未然防止の評価規準

ア　児童の自己指導能力を高めることができた。
イ　児童の自己有用感を高めることができた。
ウ　児童の規範意識を高めることができた。
エ　児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
オ　情報モラル教育を推進できた。

（２）早期発見の評価規準

ア　いじめの早期発見に努めることができた。
イ　保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
ウ　複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

（３）早期解消の評価規準

ア　被害者の心のケアができた。
イ　適切にいじめの事実を確認できた。
ウ　加害者に対しては，いじめをやめさせることができた。
エ　重大事態の調査をし，市教育委員会を通じて市長へ報告できた。（重大事態があった場合）
オ　インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

（４）関係機関との連携の評価規準

ア　保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
イ　地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
ウ　警察，児童相談所，法務局等の関係機関に相談できた。
エ　学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

（５）教職員研修の評価規準

ア　実践的研修を行うことができた。
イ　事例研究を通して，いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
ウ　インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に，いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い，より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また，必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い，組織的な取組や，地域及び家庭と連携した，いじめ問題対策の総合的な改善を図る。